

## 混合介護

# 運用ルール示す

## 厚労省 料金設定を義務付け

厚生労働省は9月28日、介護保険と保険外を組み合わせたサービス(混合介護)の運用に関する通知を出した。事業者には共通ルールとして、保険内外を明確に分け、保険外サービスについて利用者に説明して理解を得ること、運営方針や料金を別に定めることなどを義務付けた。

訪問介護については、保険外サービスを訪問介護の前後に提供する場合と、合間に提供する場合があるとし、保険外サービスの例としてペットの世話、草むしりのほか、外出支援後に別の場所へ同行、同居家族の部屋の掃除や買い物代行などを挙げた。

通所介護については、サービス内容を保険内外に明確に分けられる事業所内での理美容・健康診断、事業所から外出する際の同行支援、物販・移動販売などが認められる。また休日や夜間に事業所の設備などを活用して行う保険外サービスについても規定。例えば、宿泊サービスは事前に自治体に届け出ることなどを条件とした。

事業者には共通ルールのほか、順守すべき事項として担当ケアマネジャーにサービス内容を報告すること、苦情相談窓口を設置することなどを求める。

通知では保険内外サービスの同時一体的な提供(利用者や家族の料金を一緒に作るなど)や介護職員の指名料の設定などは認めないことも明記した。

また国土交通省は同日、通所介護の送迎とスーパードライバーなどに立ち寄る保険外サービスを行う場合、保険外サービスの利用者負担に運送料金が含まれなければ道路運送法の許可・登録は必要ないとの事務連絡を出した。

混合介護をめぐっては、自治体間で運用にバラツキがあり事業者の障壁となっていることから、規制改革実施計画(17年6月閣議決定)で18年度上期中にルールを整備するよう求められていた。

(榎戸新)